

岩手県土地改良事業分担金徴収条例をここに公布する。

平成21年 3 月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第16号

岩手県土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

岩手県土地改良事業分担金徴収条例（昭和32年岩手県条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後																					
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）																					
<table border="1"><thead><tr><th>事業区分</th><th>分担率</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>経営体育成基盤整備事業（担い手支援型）</td><td>[略]</td></tr><tr><td>畑地帯総合土地改良事業</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table>	事業区分	分担率	[略]		経営体育成基盤整備事業（担い手支援型）	[略]	畑地帯総合土地改良事業	[略]	[略]		<table border="1"><thead><tr><th>事業区分</th><th>分担率</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>経営体育成基盤整備事業（担い手支援型）</td><td>[略]</td></tr><tr><td>農地集積加速化基盤整備事業</td><td><u>100分の20</u></td></tr><tr><td>畑地帯総合土地改良事業</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table>	事業区分	分担率	[略]		経営体育成基盤整備事業（担い手支援型）	[略]	農地集積加速化基盤整備事業	<u>100分の20</u>	畑地帯総合土地改良事業	[略]	[略]	
事業区分	分担率																						
[略]																							
経営体育成基盤整備事業（担い手支援型）	[略]																						
畑地帯総合土地改良事業	[略]																						
[略]																							
事業区分	分担率																						
[略]																							
経営体育成基盤整備事業（担い手支援型）	[略]																						
農地集積加速化基盤整備事業	<u>100分の20</u>																						
畑地帯総合土地改良事業	[略]																						
[略]																							
備考 改正部分は、下線の部分である。																							

附 則

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。